

平成28年9月定例会

和歌山県議会追加議案

平成28年度和歌山県一般会計補正予算

平成28年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,801,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ582,588,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

平成28年9月15日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 166,296,883	千円 187,945	千円 166,484,828
	1 地方交付税	166,296,883	187,945	166,484,828
7 分担金及び負担金		1,232,804	55,229	1,288,033
	1 分担金	25,430	14,843	40,273
	2 負担金	1,207,374	40,386	1,247,760
9 国庫支出金		74,428,006	2,743,805	77,171,811
	1 国庫負担金	32,477,724	369,450	32,847,174
	2 国庫補助金	40,543,774	2,374,355	42,918,129
14 諸収入		91,979,796	1,128	91,980,924
	7 雑収入	3,290,384	1,128	3,291,512
15 県債		83,042,200	1,813,700	84,855,900
	1 県債	83,042,200	1,813,700	84,855,900
歳入合計		577,786,552	4,801,807	582,588,359

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 30,403,357	千円 10,149	千円 30,413,506
	2 企画費	7,057,079	10,149	7,067,228
6 農林水産業費		26,720,953	1,366,013	28,086,966
	1 農業費	6,261,297	65,976	6,327,273
	3 農地費	7,249,465	472,497	7,721,962
	4 林業費	7,257,833	827,540	8,085,373
7 商工費		90,299,642	50,000	90,349,642
	3 観光費	706,392	50,000	756,392
8 土木費		79,375,868	3,375,645	82,751,513
	2 道路橋りょう費	42,394,761	1,947,795	44,342,556
	3 河川海岸費	17,759,356	1,170,600	18,929,956
	4 港湾費	6,026,145	152,250	6,178,395
	5 都市計画費	5,350,216	105,000	5,455,216
	歳出合計		577,786,552	4,801,807

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			千円 356,089
	3 農地費		356,089
		基幹水利施設ストックマネジメント	83,999
		県営ため池等整備	57,960
		地すべり防止対策	136,012
		中山間総合農地防災 県営防災ダム	20,999 57,119
8 土木費			1,205,440
	2 道路橋りょう費		573,700
		道路保全	474,700
		道路改良	99,000
	3 河川海岸費		631,740
		河川整備	414,000
洪水浸水想定区域図作成 急傾斜地崩壊対策 砂防		42,000 115,140 60,600	
合	計		1,561,529

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,968,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成28年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共農業農村事業	1,086,200	以下同上	以下同上	以下同上
公共災害関連事業	3,473,000			
公共治山事業	443,900			
公共治水事業	2,291,300			
公共都市計画事業	676,200			
公共道路事業	15,616,400			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,998,400	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成28年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,123,700	以下同上	以下同上	以下同上
3,892,800			
495,000			
2,709,300			
731,200			
16,418,500			